

建設事業者さまへ

金沢市企業局 水道整備課長
下水道整備課長

道路掘削工事における上下水道管の損傷事故防止のお願い

日頃より、本市の上下水道事業にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

金沢市企業局では、水道・下水道のライフラインを 24 時間体制で維持管理しています。道路掘削工事等による損傷事故は、お客さまに多大なご迷惑をおかけすることになります。事故の未然防止のため、下記事項の遵守をお願いいたします。

1. 施工着手前

- ① 工事範囲での鉄蓋調査や企業局がお渡しする管路図面により、上下水道管の位置をチェックしてください。
- ② 必要に応じ、試掘により埋設管の正確な位置を確認してください。
試掘は「手掘り」で実施し、地下埋設管路の情報を重機オペレーターに正確にお伝えください。
- ③ 企業局の埋設管路付近で施工を計画する際は、担当課と事前に協議してください。
工事路線が変更となった場合は、ただちに再協議をお願いします。

2. 施工中のチェック

- ① 埋設されている上下水道管の付近に杭、矢板、地盤改良工を施工する際は、1m以上の離隔を確保してください。また、管が露出する際は、事前協議にもとづき吊防護等を実施してください。
- ② 掘削作業中に上下水道管とガス管等の管路との離隔が少ないことが確認された場合は、担当課に連絡してください。
- ③ 掘削作業中に「不明管」が露出した場合も、担当課まで連絡してください。
- ④ 埋め戻しの際には、上下水道管に衝撃を与えないよう丁寧な施工をお願いします。
特に、陶器製の下水道取付管は、管の目地のズレが道路陥没の原因になりますので、管の下部の埋め戻しは特に入念に施工してください。
- ⑤ 工事施工中は、掘削現場内で上下水道の漏水がないことを毎日確認してください。
- ⑥ 舗装復旧の際に鉄蓋に舗装を被せたり、弁室を損傷することのないよう、事前に位置、向き、数量のチェックをお願いします。すり減った鉄蓋の交換や高さ調整が必要な場合は、担当課に連絡をお願いします。

3. 管損傷事故が発生すると

- ① 水道をお使いのお客さまには、「断水」、「濁り水」、下水道をお使いのお客さまには「使用制限」により多大なご迷惑をおかけすることになります。また、損害賠償を求められることがあります。
- ② 外傷事故に伴う「復旧費用」は、事故原因者の負担となります。

【工事施工に関する連絡先】

金沢市企業局	水道整備課	076-220-2768
	下水道整備課	076-220-2665

【管損傷事故に関する連絡先】

9:00~18:00	企業局コールセンター	076-220-2555
18:00~翌 9:00	企業局緊急受付センター	0570-020274